

保守サービス体制調書《記入要領》

当該設備は、事業完了後県有土地改良財産施設となりますが、設備の維持管理は管理委託契約を結び施設使用者である管理組織団体（市町村、土地改良区等）が保守管理をすることとなっています。

その管理運営において、維持管理費の増大とその対策が大きな課題となっているため、将来において適正且つ経済的となる保守管理計画の確立が不可欠となっています。使用者側では、経済的対応手段として最大限の長期稼動運用（耐用寿命の延命措置を図る等）を図ることで対応しているのが実態です。

本調書は、課題である経済的保守管理の実現にあたり、公募対象者の実状を把握するとともに公募要件の確認を行う資料ですので作成にご協力願います。

【保守技術支援体制】

1. 当該設備の保守サービス連絡先について

通常時及び緊急時の連絡体制は、当該設備の適切な保守管理の対応に支障とならないかを確認する必要がありますので記入願います。

2. 技術支援・サービス体系について

技術支援・サービス体系は、保守管理において必要となる技術支援・サービス体制が適切に整備されているかを確認する必要がありますので記入願います。

【保守保証体制】

1. 保守・部品等供給保証期間について

(1) 保守保証期間は、当該設備の主要機器等毎に工事完成・引渡しを行った日から起算した年数を記入願います。

(主要機器等の例)

なお、主要機器とは、主ポンプ、制御装置、TC・TM装置、入出力処理装置、表示記録装置、基本ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア等をいいます。

(2) 自社製品と委託（外注）製品とに区別される場合は、それを明記願います。

なお、委託製品とは、自社で製作仕様を示し他社に外注して製作する製品をいいます。

(3) 保守保証期間の解釈は、当該設備を適切に保守管理（点検・整備・補修）することを前提とし、当該設備の保守の継続と稼動運用が可能となる期間をいいます。

但し、ソフトウェア関係、その他機器で部品等の供給を含め保証に関する条件が伴う場合は、その内容を明記願います。

(4) 上記(3)の「但し書き」のソフトウェアの保守・供給保証期間については、将来において設備機能の追加、ハードウェアの交換、新規ソフトの追加等に伴い不経済となる経費がかかる事態が予想されることから、ソフトウェアの保守に関し事前に対処策を使用者に通知する等、適切なサービス支援を行うことを基本とします。

2. 部品等の種類について

供給部品の種類は、主要機器等毎に保守サービス体制調書で用語定義した部品等の種類を記入願います

3. その他（保証に関する条件が伴う場合に明記願います。）

【計画書】

1. 保守管理計画書の作成について

工事受注後工事完成引渡し時点までの間に、発注者及び管理者（管理組織団体）と請負者が協議を行い、請負者が管理計画書を作成し提出が可能か否かを確認する必要がありますので記入願います。

なお、保守管理計画書は、当該設備の整備、補修、更新を行い経済的稼動運用（耐用寿命までの運用）を図る必要から、部品の枯渇対応策等を含め保守サービス体制調書の【保守技術支援体制】及び【保守保証体制】を骨子として作成するものです。